

多良間村 生活支援クーポン券

ご利用期間 令和5年12月25日～令和6年3月25日迄



多良間村内
取扱加盟店舗
のみ有効

多良間村民
皆様方の生活に
お役立て下さい!



目的 本村は離島の離島であるが故に、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響やコロナ禍における原油価格や物価高騰で家計の負担が増加している。そのため、生活支援として多良間村内に住所を有する全村民に対し、商店や給油所等で利用可能な**20,000円分のクーポン券**を配布する。

参加店舗 多良間村内の商店や給油所など ※店頭にはポスターが貼られている店舗。

対象者 令和5年12月1日時点で多良間村に住所がある者。
※住民基本台帳に登録の無い者は対象外となります。

利用期間 令和5年12月25日～令和6年3月25日

配布方法 多良間村役場にて申請受渡を行う。

申請時には本人確認のため**身分証明書**(免許証、保険証など)と**印鑑**を持参。
原則本人以外の申請は行えません。未成年(18歳以下)の場合は保護者が申請を行うこと。

受付期間 ■令和5年12月21日～27日(23日(土)休み、24日(日)受付)
■令和6年1月4日～令和6年3月19日(平日のみ)

券の仕様 クーポン券1枚あたり1,000円とし、10枚綴りを1冊とする。
※1,000円未満の場合おつりが出ません。

クーポン券の利用対象にならないもの

- 出資や責務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、ローンの返済等)
- 公共料金の支払い
- 有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高い物の購入。
- 事業活動(営利を目的として行う活動)に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入。
- 土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料(一次預かりを除く)等の不動産に関わる支払い。
- 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- 商品券の交換又は売買。
- その他、登録店が指定するサービスの提供、物品購入。

その他の留意事項

- 取扱加盟店において利用期間内に限り利用可能。
- 現金との引き替えはしない。
- 釣り銭は支払わない。
- 盗難、紛失、滅失、偽造又は模造に対して、発行者(多良間村)は責を負わない。
- 取扱加盟店において、本クーポン券を利用対象外とする商品を独自に定める場合は、あらかじめ利用者が認識するよう明示する義務を負う。 ※上記について、村の判断により変更する場合がある。

お問い合わせ 多良間村役場総務財政課 ☎ 0980-79-2011

